

第 10 期

事 業 報 告

（ 令和5年4月 1日から  
令和6年3月31日まで ）

阪神国際港湾株式会社

# 事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立しました。

港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコスト削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいます。また、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めています。

令和5年度の国際海上コンテナ物流は、コロナ禍による混乱の影響からは正常化したものの、世界的なインフレや中国経済の減速に加えて、不安定な国際情勢、円安、物価高騰等の影響を受け、令和5年の外貿コンテナ貨物量は前年比4.8%減となり、コロナ禍前の令和元年比でも3.4%減と、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況の中、当社の使命は西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流を支え、また日本のサプライチェーンが第三国に委ねられることなく国際物流機能を確保することであり、阪神港として、このような使命を果たす施策に取り組んでまいりました。

#### ① 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

##### ア. 集貨

集貨については、国際基幹航路の維持・拡大をはじめ、東南アジア等の様々な外航航路の多頻度化とともに、重要なインフラである内航フィーダーネットワークの充実を図るため、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、両港湾管理者と連携した集貨施策に、引き続き取り組みました。

荷主・物流事業者に対しては、コロナ禍で経験した国際物流における混乱の影響を回避し、サプライチェーンの安定化を図るため、集貨事業を活用して阪神港への利用転換を促進しました。

特に、これら取り組みの中核となる内航フィーダーによる集貨においては、令和5年5月から伏木富山港に新規寄港を開始したことにより、阪神港とのサービスが開設された日本海側港湾は計6港(秋田、新潟、伏木富山、敦賀、舞鶴、境港)に拡大しました。阪神港への集貨ネットワークを強化するとともに、輸送ルートの選択肢を増やすことで、サプライチェーンの安定化を求める国内荷主の利便性を向上してきました。

ポートセールスについても、阪神港への更なる集貨を目指して積極的に進めており、国内では、内航フィーダーサービスが就航している新潟県で令和5年7月に、更に内航フェリーサービスも就航している大分県で同12月に、それぞれ阪神港セミナーを実施しました。阪神港セミナーでは、荷主・物流事業者向けの集貨支援メニューの他、阪神港における「新・港湾情報システム(CONPAS)」等の取り組みについて、紹介を行いました。また海外では、令和元年度以降休止していた港湾管理者と連携した海外ポートセールス活動を再開し、ベトナム社会主義共和国で神戸港セミナーを令和5年11月に、フィリピン共和国で大阪港セミナーを令和6年2月に、それぞれ実施しました。

## イ. 創貨

創貨については、大阪港から食の輸出促進を図るため、「第7回“日本の食品”輸出 EXPO」に出展するとともに、「第7回大阪港 食の輸出セミナー&勉強会」をオンラインで、また「第7回大阪港食の輸出商談会」を対面及びオンラインで、それぞれ開催しました。

新たなコンテナ貨物創出の取り組みとして、産直港湾・堺泉北港官民連携協議会のコアメンバーとして柿等の農産品輸出海上輸送トライアルを実施し、また食輸出の取り組みとして、リーファー混載輸出サービスへの支援事業を実施したことにより、神戸港で2事業者7サービス、大阪港で1事業者1サービスが新たに開設され、食輸出の利便性が向上しました。

さらに、神戸港ポートアイランド(第2期)地区コンテナターミナル内に、創貨に資するコンテナフレートステーション(CFS)を整備し、令和6年2月に供用開始しました。

## ウ. 競争力強化

競争力強化については、ハード面では、船舶大型化への対応やターミナルの一体利用の促進による施設の効率的な活用と、外航・内航の接続性向上による積み替え機能の強化を目指し、ヤードの拡張や高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存施設の計画的な更新を進めました。

神戸港では、PC18ターミナルにおいて荷役の効率化や蔵置能力の向上を図るために西側の拡張事業を進め、令和5年11月に供用開始しました。またPC13-17ターミナルにおいて、蔵置能力の向上、施設の一体利用の促進による利便性・生産性の向上を図り、ターミナル運営の効率化を促進するため、令和4年度からヤードやCFSの整備に取り組んできました。CFSについては、令和6年2月に供用開始し、ヤードについては、PC13ターミナルの整備が同3月に概ね完了し、同4月に供用開始しています。引き続き、令和7年度の全体完成に向け、整備を進めていきます。さらに、RC6/7ターミナルに隣接するRS-B/Cバースにおいては、令和5年1月に境界部の段差擦り付け工事及び境界フェンス撤去が完了し、一体利用を開始しています。また、老朽化したガントリークレーン1基を撤去し、RC4/5ターミナルから1基を移設しました。

大阪港では、2025年大阪・関西万博も見据え、C12ターミナル延伸・拡張部を令和6年度中に供用開始するため、国からの受託工事を含めたゲートハウス、管理棟等の施設整備を、令和6年3月に概ね完了させました。

一方、ソフト面では、ゲート搬出入予約と搬出入コンテナ情報の事前入手が可能となるCONPASの導入を進めており、利便性を高める機能について、国・両港湾管理者・ターミナルオペレーター・海貨事業者・海上コンテナ輸送事業者等とともに検討を進めています。令和5年7月から同8月までの間、PC18ターミナル及びC10・C12ターミナルで同時に試験運用を実施し、令和6年3月29日から、C10・C12ターミナルにおいて本格運用を開始しました。

また、AIターミナルの実現を目指し、国の「サイバーポート進捗管理ワーキンググループ(港湾物流分野)」に参画し、港湾物流の生産性向上を図るための検討を行いました。

さらに、カーボンニュートラルポート(CNP)の実現に向け、国が実施する「阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務」を受託し、PC15~17ターミナルにおいて、世界で初めてタイヤ式門型クレーン(RTG)に水素エンジン発電機を換装し、水素を燃料とした荷役機械の稼働実証に向けた取り組みを開始しました。また、C10~12ターミナルにおいては、ヤード照明のLED化に着手しています。

## ② フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、大阪港国際フェリーターミナルにおいて、新造船の大型化に対応するため、係船柱を増設しました。また、大阪南港フェリーターミナルにおいて、2025年大阪・関西万博を見据え、旅客ターミナルの内装リニューアルに向けた設計業務を実施しました。

また、若年層を中心に広くフェリーの魅力を訴求し、旅客の増加、各港の利用促進につなげることを目的として、両港湾管理者等と連携し、各フェリー会社の広報への支援及び内航フェリーの魅力アップにつながるプロモーションを実施しました。

## ③ 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国・両港湾管理者・大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできました。

神戸港では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭 11 バース、ライナー埠頭 15 バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭 7 バース、内航フェリー埠頭 3 バースの管理運営を行いました。

大阪港では、咲洲において、コンテナ埠頭 6 バース、国際フェリー埠頭 2 バース、ライナー埠頭 7 バース、内航フェリー埠頭 5 バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、コンテナ埠頭 3 バース及び付帯施設の管理運営を行いました。

また、当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきました。

## ④ 海外港湾の運営への参画

平成 30 年 12 月に議決権株式の 2.5%を取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公社(PAS)の株主総会に現地参加した他、令和 5 年 5 月及び同 12 月には、現地でターミナルにおける施設の運営・運用や日本への研修派遣について、意見交換を行いました。

さらに、PAS 職員 7 名（電気部門 2 名・機械部門 3 名・土木部門 2 名）を令和 6 年 1 月末から 2 週間、当社に迎え、「コンテナターミナル施設の維持管理」について、OJT 研修を実施しました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりとなっています。

事業区分		地区名	内容	実施額 (税込)
貸付金事業	港湾法第 55 条の 9 に基づく事業	夢洲	ヤード整備	383 百万円
		ポートアイランド	ヤード整備	1,533 百万円
		六甲アイランド	受変電設備改修 等	54 百万円
	小計			1,970 百万円
補助金事業	港湾機能高度化 施設整備事業	ポートアイランド	ヤード整備	2,325 百万円
その他事業		咲洲 六甲アイランド	受変電設備改修、 ヤード整備 等	249 百万円
合計				4,544 百万円

※港湾法第 55 条の 9 に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金 (4 割)、港湾管理者無利子借入金 (4 割)、特別転貸債借入金(1 割)、自主財源等 (1 割) で構成されています。

貸付金事業にかかる資金調達については、次のとおりとなっています。

借入区分	金額
国庫金転貸無利子借入金	788 百万円
港湾管理者無利子借入金	788 百万円
特別転貸債借入金	197 百万円
市中銀行借入金	197 百万円
合計	1,970 百万円

補助金事業にかかる財源は、次のとおりとなっています。

国 (補助金)	自己資金	合計
704 百万円	1,621 百万円	2,325 百万円

### (3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	第7期	第8期	第9期	第10期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	12,388	14,849	13,252	18,653
経常利益 (百万円)	844	1,406	1,023	1,120
当期純利益 (百万円)	581	971	704	781
1株当たり当期純利益 (円)	19,930.78	33,271.53	24,115.80	26,760.05
総資産 (百万円)	36,069	37,887	45,477	50,874

### (4) 対処すべき課題

国際海上コンテナ物流は、コロナ禍による混乱の影響から正常化した一方で、世界的なインフレや中国経済の減速に加え、国際情勢、円安、物価高騰の影響を受ける等、引き続き予断を許さない状況が続いています。

このような状況の中、阪神港を取り巻く環境や時代の要請を的確に把握し、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を進め、西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要な不可欠である物流機能を安定的に確保することが、当社の使命であると認識しています。

特に、重要なインフラである内航フィーダーネットワークの更なる強化に努め、サプライチェーンの確保、トラックドライバーの2024年問題への対応、荷主の環境意識の高まり等、時代の要請に即した施策に取り組んでいきます。

また、農産品輸出の海上輸送トライアル等、新たなコンテナ貨物の創出に引き続き取り組んでいきます。

さらに、コンテナターミナルの一体利用の実現による効率化、機能強化を進め、CONPASを始めとする「デジタルトランスフォーメーション (DX) 推進」による生産性向上を図るとともに、基幹航路等が寄港する際のメルクマールの一つとなりうる CNP 形成に向けた施策を進める等、DX・グリーントランスフォーメーション (GX) 推進による競争力強化に取り組んでいきます。

これらの施策を総合的に推進していくことで、阪神港の利便性の確保や信頼性の向上が図れるよう、真摯に取り組んでいきます。

### (5) 主要な事業内容

外貨埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営  
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営  
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施  
海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

(6) 本社及び大阪事業本部

本 社 神戸市中央区御幸通 8-1-6  
大阪事業本部 大阪市住之江区南港北 2-1-10

(7) 従業員の状況 (令和6年3月31日現在)

従業員数
88名

(注) 上記従業員数は、執行役員、社員(国及び両港湾管理者からの派遣者含む)、準社員の数であり、人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (令和6年3月31日現在)

借入先	借入残高
神戸市	18,499 百万円
大阪市	8,079 百万円
株式会社三井住友銀行	1,124 百万円
株式会社みずほ銀行	280 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	261 百万円
株式会社日本政策投資銀行	132 百万円
大阪港埠頭株式会社	953 百万円

2. 株式に関する事項 (令和6年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 29,200 株

(3) 株主の状況

株主	持株数
財務大臣	10,000 株
神戸市	9,000 株
大阪市	9,000 株
株式会社三井住友銀行	800 株
株式会社みずほ銀行	200 株
株式会社三菱 UFJ 銀行	200 株
合計	29,200 株

### 3. 会社役員に関する事項 (令和6年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
外園 賢治	取締役会長	
木戸 貴文	代表取締役社長	
田中 利光	代表取締役副社長	
吉井 真	取締役副社長	
池田 薫	取締役副社長	
長谷川 憲孝	取締役	神戸市港湾局長
丸山 順也	取締役	大阪港湾局長
伴野 拓司	取締役	日本郵船株式会社 常務執行役員
黒田 晃敏	取締役	一般社団法人日本港運協会 理事長
須藤 明彦	取締役	株式会社大森廻漕店 代表取締役会長
森脇 肇	監査役	
小林 潔司	監査役	

(注1) 長谷川憲孝氏、丸山順也氏、伴野拓司氏、黒田晃敏氏及び須藤明彦氏は、会社法第2条第15号に定める非業務執行取締役です。

(注2) 森脇肇氏及び小林潔司氏は、会社法第2条第16号に定める監査役です。

### 4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	67百万円
監査役	2名	2百万円
合計	11名	69百万円

(注1) 取締役の支給人員並びに支給額には、令和5年6月20日付で退任した取締役1名に対する報酬が含まれております。

(注2) 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役2名ですが、無報酬の非業務執行取締役が2名含まれております。

(注3) 平成26年10月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額を年額80百万円以内、監査役報酬総額を年額8百万円以内と決議いただいております。

## 5. 非業務執行取締役及び監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	長谷川 憲孝	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	丸山 順也	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回のうち 5 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	原田 浩起	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 2 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	黒田 晃敏	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	須藤 明彦	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	伴野 拓司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 4 回のうち 2 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	森脇 肇	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	小林 潔司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 6. 非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約内容の概要

当社は非業務執行取締役、監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりです。

### (1) 非業務執行取締役の責任限定契約

非業務執行取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

### (2) 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

## 7. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額 6 百万円

## 8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成 26 年 10 月 1 日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 26 年 10 月 1 日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容および運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(基本方針)

- ① 執行役員制度を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限を区分することにより、業務執行における責任の明確化を図る。
- ② 取締役及び執行役員は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ③ 業務の適正を確保する体制を確立するため、副社長（総務担当）をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとる。
- ⑤ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

(運用状況)

- ・ 内部統制システムの適切な運用により、取締役及び執行役員は法令及び定款に則って職務を遂行しております。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

(基本方針)

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時、閲覧できるようにする。

(運用状況)

- ・ 各種規程に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

(基本方針)

- ① リスク管理体制を確立するため、副社長（総務担当）をリスク管理担当役員とする。全社的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
- ② 必要に応じて、規程・要綱・要領の制定、研修の実施等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

(運用状況)

- ・ リスク管理委員会を開催し、リスクの発生につながる事項について社内で情報共有するとともに、リスクを事前に回避し、リスク顕在時もその影響が最小限となるよう業務を遂行しております。

**(4) 取締役の職務の執行並びに執行役員の業務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制**

(基本方針)

- ① 取締役会は、執行役員に業務執行に関する職務権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- ② 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当

該経営計画に基づき取締役及び執行役員は職務を執行する。

- ③ 取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において審議する。
- ④ 取締役会規則、執行役員規則、職務権限規程その他業務運営規程に基づき、取締役及び使用人（執行役員も含む。以下同じ。）の職務権限を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

（運用状況）

- ・執行役員制度の導入により、業務執行に関する職務権限が委譲されるなど、適正かつ効率的な業務執行がなされております。
- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき、職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審議されております。
- ・各種規程に則り、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

#### （５） 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（基本方針）

- ① 取締役会は、執行役員の業務執行状況を監督する。
- ② 使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。
- ③ 会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

（運用状況）

- ・取締役会において、四半期ごとに業務執行状況報告がなされております。
- ・内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修をはじめとする社員研修を実施しております。
- ・外部の通報窓口を設置し、内部通報処理規程に基づき制度の運用を図っております。

#### （６） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（基本方針）

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を使用人の中から任命することが出来ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。

（運用状況）

- ・監査役は総務部担当の常務執行役員との間で情報共有がなされており、監査業務の実効性確保に努めております。

#### （７） 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

（基本方針）

- ① 取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。

- ② 取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。

(運用状況)

- ・取締役等は、取締役会や経営会議において、会社の業務執行の状況その他必要な情報を報告、説明しております。

**(8) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(基本方針)

- ① 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

(運用状況)

- ・監査役は業務監査を自ら実施し、代表取締役社長は「監査の結果・意見」について措置状況を報告しております。
- ・監査役は取締役会に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、会計監査人と意見交換を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 第 10 期

## 計 算 書 類

〔 令和5年4月 1日から  
令和6年3月31日まで 〕

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

阪神国際港湾株式会社

# 貸借対照表

令和6年3月31日現在

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	21,921,257	<b>【流動負債】</b>	10,440,423
現金及び預金	11,022,401	営業未払金	7,921,967
営業未収金等	5,117,305	1年内返済長期借入金	1,808,832
有価証券	2,000,000	未払金	320,156
貯蔵品	49,393	未払費用	9,738
未収入金	2,168,277	未払法人税等	171,490
前払費用	53,585	前受収益	13,874
未収消費税等	476,221	賞与引当金	52,946
その他	1,034,072	その他	141,417
<b>【固定資産】</b>	28,953,625	<b>【固定負債】</b>	32,044,925
(有形固定資産)	26,413,973	長期借入金	27,522,977
建物	4,980,332	長期預り敷金保証金	4,326,404
構築物	3,367,223	退職給付引当金	195,543
機械及び装置	11,246,507	負債合計	42,485,349
工具、器具及び備品	457,904	純資産の部	
建設仮勘定	6,362,005	<b>【株主資本】</b>	8,051,225
(無形固定資産)	122,352	(資本金)	730,000
ソフトウェア	11,994	(資本剰余金)	730,000
施設利用権	78,741	資本準備金	730,000
無形固定資産仮勘定	31,616	(利益剰余金)	6,591,225
(投資その他の資産)	2,417,300	その他利益剰余金	6,591,225
投資有価証券	1,168,846	繰越利益剰余金	6,591,225
差入敷金保証金	954,612	<b>【評価・換算差額等】</b>	338,308
長期前払費用	50,193	その他有価証券評価差額金	338,308
繰延税金資産	243,647		
その他	31,672	純資産合計	8,389,534
貸倒引当金	△ 31,672		
資産合計	50,874,883	負債純資産合計	50,874,883

# 損益計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		18,653,702
営業費用		15,411,851
営業総利益		3,241,851
販売費及び一般管理費		2,153,840
営業利益		1,088,010
営業外収益		
受取利息	103	
有価証券利息	984	
受取配当金	33,099	
業務受託収入	22,677	
その他	19,515	76,378
営業外費用		
支払利息	36,990	
固定資産除却損	7,380	44,370
経常利益		1,120,018
特別利益		
補助金収入	817,272	817,272
特別損失		
固定資産圧縮損	817,272	817,272
税引前当期純利益		1,120,018
法人税、住民税及び事業税	346,997	
法人税等調整額	△ 8,372	338,625
当期純利益		781,393

# 株主資本等変動計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	730,000	730,000	730,000	5,809,832	5,809,832	7,269,832	318,105	7,587,938
当期変動額								
当期純利益				781,393	781,393	781,393		781,393
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							20,202	20,202
当期変動額合計	-	-	-	781,393	781,393	781,393	20,202	801,596
当期末残高	730,000	730,000	730,000	6,591,225	6,591,225	8,051,225	338,308	8,389,534

# 個 別 注 記 表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

その他有価証券 ア. 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

イ. 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。

#### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、機械及び装置のうち、ガントリークレーンについては、経済的使用可能予測期間に基づく期間（16年）を耐用年数としております。

(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上（簡便法による）しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

受託工事に係る収益は、主に埠頭施設整備関係の工事であり、委託者との委託契約に基づいて、受託工事を提供する履行義務を負っております。当該委託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

## II 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## III 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

投資有価証券 90,000 千円を行政財産賃貸借契約にかかる契約保証金として差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,547,544 千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	4,780,913 千円
長期金銭債権	146,388 千円
短期金銭債務	1,362,623 千円
長期金銭債務	25,258,398 千円

### 4. 営業未収金及び契約資産

営業未収金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

営業未収金	3,138,985 千円
契約資産	1,978,320 千円

### 5. 契約負債

その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	114,324 千円
------	------------

## 6.圧縮記帳額

国庫補助金の受入れによる有形固定資産の取得価額から直接減額された圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物	787,819 千円
構築物	11,382 千円
工具、器具及び備品	18,070 千円
合計	817,272 千円

## IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（関係会社：国・神戸市・大阪市）

営業収益	5,593,744 千円
営業費用	2,902,408 千円
販売費及び一般管理費	△1,103,066 千円
営業取引以外の取引	834,766 千円

販売費及び一般管理費の取引高には国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金及び阪神港の集貨事業に関する協定書に基づく負担金による収入が含まれております。

## V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,200 株
------	----------

## VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,532 千円
賞与引当金	16,191 千円
退職給付引当金	59,797 千円
繰延資産	242,967 千円
貸倒引当金	9,685 千円
未払撤去費	53,766 千円
未払不動産取得税	18,128 千円
その他	5,430 千円

繰延税金資産小計	416,499 千円
評価性引当額	△9,685 千円
繰延税金資産合計	406,814 千円

繰延税金負債	
退職給与負債調整勘定	14,139 千円
その他有価証券評価差額金	149,027 千円
繰延税金負債合計	163,166 千円
繰延税金資産の純額	243,647 千円

## Ⅶ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本返還の確実性が高く、かつ有利な円建て預貯金、債券及び円建て金銭信託に限定しております。

また、資金調達については、「港湾法」等に基づき、設備投資にかかる借入を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、金銭信託であり、発行体の信用リスク・市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券のうち上場株式は市場価格の変動リスク・為替リスク、債券は発行体の信用リスク・市場価格の変動リスク、出資金は主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、発行体の信用リスクに晒されております。差入敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。長期預り敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式（貸借対照表計上額 89,600 千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「営業未収金」、「未収入金」及び「営業未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額※	時 価	差 額
(1)有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(2)投資有価証券	1,079,246	1,078,898	△348
(3)差入敷金保証金	954,612	953,670	△942
(4)長期借入金	(29,331,809)	(29,251,238)	(△80,571)
(5)長期預り敷金保証金	(4,326,404)	(4,178,709)	(△147,695)

※負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(1)有価証券

時価については、金銭信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)差入敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期借入金

1年以内の返済を予定している借入金を含んでおります。

また、時価については、借入金の元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(5)長期預り敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 主要株主

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	国	被所有 直接 34.20%	補助金の收受	港湾機能高度化施設整備事業費補助 (注 1)	693,272	未収入金	—
			委託業務の受託	神戸港ポートアイランド <sup>®</sup> (第 2 期)地区高規格コンテナターミナル整備事業委託業務 (注 2)	565,822	営業未収金	622,405
	神戸市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注 3)	1,428,300	一年内返済 長期借入金	825,519
				設備投資資金の返済 (注 3)	690,972	長期借入金	17,674,011
			委託業務の受託	ポートアイランド <sup>®</sup> 第 2 期コンテナターミナル拡張関連業務 (注 2)	812,671	営業未収金	812,671
			委託業務の受託	ポートアイランド <sup>®</sup> 第 2 期コンテナターミナル拡張関連業務(その 2) (注 2)	523,600	契約負債	113,987
			委託業務の受託	新港西地区波除堤他整備業務 (注 2)	1,160,582	営業未収金	1,276,641
			負担金の收受	阪神港の集貨事業に関する負担金 (注 4)	1,071,144	未収入金	1,071,144
			事業用地等の貸借	事業用地等の貸借 (注 5)	1,911,917	営業未払金	—
	大阪市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注 3)	344,700	一年内返済 長期借入金	494,847
				設備投資資金の返済 (注 3)	463,021	長期借入金	7,584,387

(注 1) 交付決定に基づき補助金を收受しております。

(注 2) 委託契約書に基づき取引を行っております。

(注 3) 港湾法に基づく無利子資金の貸付要綱に基づき借入を行っております。

(注 4) 阪神港（神戸港）の集貨事業に関する協定書に基づき負担金を收受しております。

(注 5) 賃貸借契約書及び港湾施設専（占）用使用許可書に基づき取引を行っております。

## 2. 兄弟会社等

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	大阪港埠頭株式会社	なし	事業用地等の賃借	事業用地等の賃借 (注1)	2,803,749	—	—
				事業用地等の賃借に係る敷金の差入・返還 (注1)	—	差入敷金 保証金	725,500
			設備投資資金の借入	設備投資資金の返済 (注2)	146,666	一年内返済 長期借入金 長期借入金	146,666 806,663

(注1)賃貸借契約書に基づき取引を行っております。

(注2)金銭消費貸借契約書に基づき借入を行っております。

## 3. 役員等

役員及びその近親者との取引に注記すべき事項はありません。

### IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 287,312円82銭

1株当たり当期純利益 26,760円05銭

### X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

また、1株当たり情報は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。